

BIM/CIM 成果品の検査要領（案）

令和元年5月

国土交通省

－ 目 次 －

1. 目的.....	2
2. 適用範囲	2
3. 対象工種	2
4. 検査の実施項目	2
(1) 「BIM/CIM 設計照査シート」 および赤黄チェック実施結果の確認	2
(2) 「事前協議・引継書シート」の確認	2
(3) モデルの外観形状の確認	4
(4) 属性情報の確認	5

1. 目的

「BIM/CIM 成果品の検査要領（案）」（以下、本要領（案）という。）は、詳細設計業務の成果品である 3 次元モデルの発注者による検査に必要な事項を定めることを目的とする。3 次元モデルの受注者による設計照査に関しては、別途、「BIM/CIM 設計照査シートの運用ガイドライン（案）」に定める。

2. 適用範囲

本要領（案）は、詳細設計業務の発注者による検査において、成果品である 3 次元モデルを検査する際に適用する。本要領（案）では、「BIM/CIM 設計照査シート」により設計照査が完了した 3 次元モデル及び 3 次元モデルから切り出した 3DA 平面図のみを設計成果とする場合の利用を想定しており、3DA 平面図として作成可能な図面は、2 次元図面がないことを前提としている点に留意が必要である。

3. 対象工種

対象工種は橋梁詳細設計（鋼橋・コンクリート橋）とする。

4. 検査の実施項目

3 次元モデルの検査の実施項目は以下のとおりとする。

(1) 「BIM/CIM 設計照査シート」および赤黄チェック実施結果の確認

検査職員は、3 次元モデルが正しく作成されていることを、受注者が提出した「BIM/CIM 設計照査シート」により確認する。

なお、必要に応じて BIM/CIM 成果と設計図書との照合のために、赤黄チェックの実施結果等の根拠資料の提示を求めることができる。赤黄チェックの詳細については、「BIM/CIM 設計照査シートの運用ガイドライン（案）」第 5 章に示すとおりである。図 1 に 3DA 平面図を対象とした赤黄チェックの例を示す。

(2) 「事前協議・引継書シート」の確認

検査職員は、3 次元モデルが全て揃っているかを受注者が提出した「事前協議・引継書シート」により確認する。事前協議・引継書シートの詳細については、「CIM 導入ガイドライン（案）」第 1 編に示す通りである。図 2 に「事前協議・引継書シート」の例を示す。

(3) モデルの外観形状の確認

検査職員は、発注者又は受注者が準備した検査に用いるコンピュータにより、統合モデルの外観形状をチェックする。統合モデルの定義は、CIM 導入ガイドライン（案）による。また、地形・地質等の 3 次元モデルがある場合は、統合モデルに含めるものとする。

- ・モデルの範囲、必要な部材、周辺構造に抜けがないか
- ・ねじれや離れ等のモデルの不整合がないか

図 3 に統合モデルの 3 次元ビューを示す。

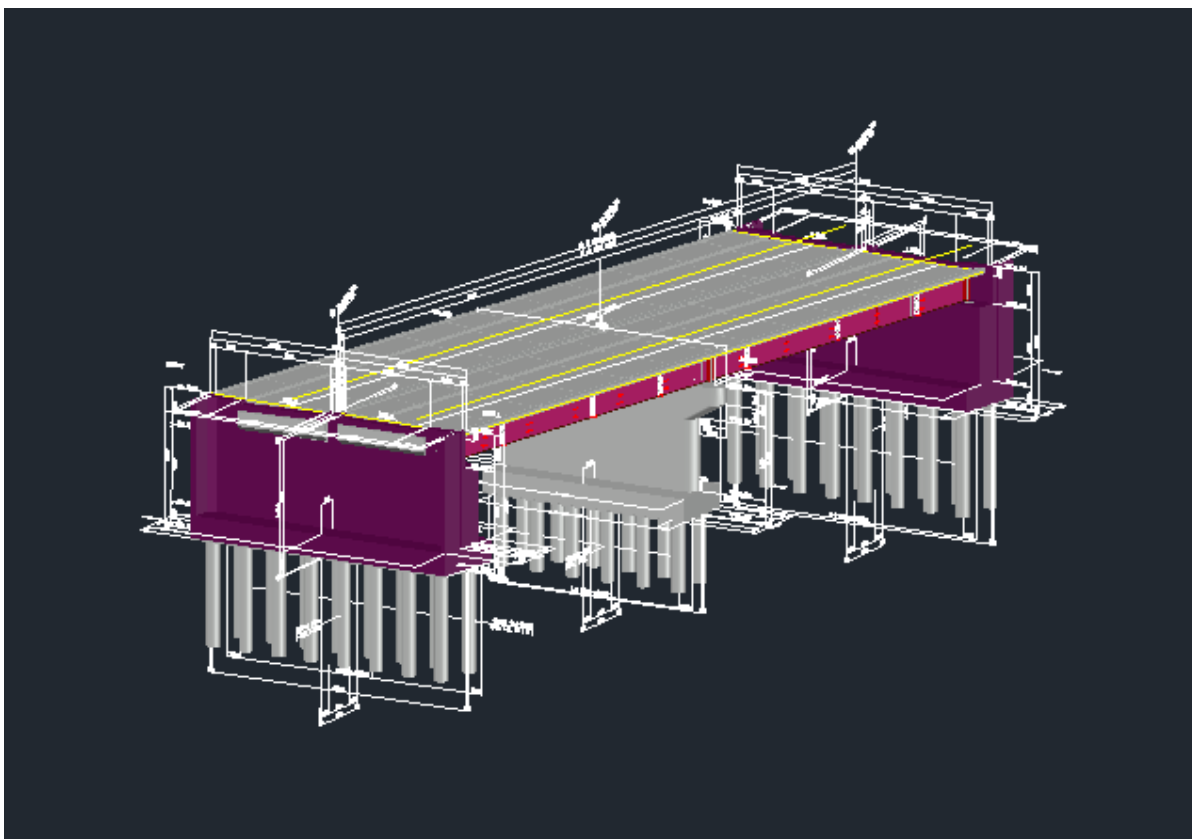


図 3 統合モデルの 3 次元ビュー

(4) 属性情報の確認

検査職員は、発注者又は受注者が準備した検査に用いるコンピュータを用いて指定した任意の部材の属性情報が正しく付与されていることを確認する。

- ・ 事前協議等で決定した属性項目が網羅されているか
- ・ 属性値が正しく付与されているか

図 4 に属性情報表示の例を示す。図 4 はモデル内部に登録した属性情報を対象としたチェック方法を例示しているが、属性情報が外部参照方式の場合も同様に外部ファイルを表示して確認を行う。

なお、必要に応じて、属性情報の付与に関する赤黄チェックの実施結果等の根拠資料の提示を求めることができる。



図 4 属性情報の表示